

2015 年 外国為替円決済制度に関する情報開示

回答機関： 一般社団法人全国銀行協会
FMI が事業を行う法域： 日本国
FMI の規制・監督・オーバーサイトを行う当局： 日本銀行

開示日： 平成 27 年 7 月 31 日
他に開示している場所： なし
詳細の問い合わせ先： 一般社団法人全国銀行協会 事務システム部
外国為替円決済制度管理室
e-mail : fxycs@zenginkyo.or.jp
tel : +81-3-5252-3750
fax : +81-3-5252-3795

I 要旨

FMI の概要

国際取引の決済は、通常、その決済通貨が使用される国の金融センターの銀行間システムによって行われている。日本円に関しては、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が運営し、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を使用して行う外国為替円決済制度（以下「外為円決済制度」という。）がこれを行っている。

全銀協は、わが国における銀行の健全な発展を図るため、金融経済および銀行経営についての調査研究、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画、銀行利用者の保護および利便向上に関する活動等を実施することにより、経済の成長と国民生活の繁栄に寄与することを目的としており、この目的を達成するための一制度として外為円決済制度を運営している。

外為円決済制度は、外国為替市場での売買に伴う円代金の支払いやコルレス先円勘定の振替、円建仕向送金取引など、外国為替取引に伴う銀行間の大口を含む円資金に関する支払指図の送受信、決済を行う制度であり、その交換決済事務処理は、全銀協が日本銀行に対して委託し、日銀ネット（日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うことを目的として構築された決済インフラ）を利用して行われている。

外為円決済制度は、中央銀行マネーによる即時グロス決済（RTGS：Real-Time Gross Settlement）で実施される。

参加者

2015年7月1日現在の外為円決済制度の参加銀行は、日銀ネットに直接参加して外為円決済事務を行う加盟銀行（26行）、加盟銀行に外為円決済事務を委託して間接的に参加する決済制度事務委託銀行（175行）およびCLSの合計202行である。

【参加金融機関数】（2015年7月1日現在）

	参加銀行	加盟銀行	決済制度事務 委託銀行
都市銀行	5	4	1
地方銀行	64	0	64
信託銀行	7	3	4
第二地銀協加盟行	37	1	36
外国銀行	54	11	43
信金中金・信金	23	2	21
その他（注1）	11	5	6
合計	202（注2）	26	175

（注1）「その他」は、ソニー銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、シティバンク銀行、SBJ銀行、新銀行東京、新生銀行、あおぞら銀行、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫。

（注2）表中には、CLS銀行（通常決済のみを行う参加銀行）を含む。

法的・規制上の枠組み

外為円決済制度を運営する全銀協は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）にもとづく一般社団法人であり、全銀協の総会で決議された「一般社団法人全国銀行協会定款」（以下「全銀協定款」という。）において、外為円決済制度の運営を全銀協の事業の一つとして規定している。

外為円決済制度を直接規定する法規制はないが、外為円決済制度は、本邦における取引法制にもとづいた「外国為替円決済制度規則」（以下「外為円規則」という。）や「外国為替円決済制度施行細則」（以下「外為円細則」という。）等により整備されている。外為円

規則では外為円決済制度の組織および業務の方法について規定しており、外為円細則では外為円規則の運営上必要な事項を規定している。

外為円決済制度は、日本銀行によるオーバーサイトの対象となっている。

主たるリスク

外為円決済制度では、法的基盤の確実性を確保している。また、中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用しており、外為円決済制度の運営主体である全銀協に起因する信用リスクや資金流動性リスクは想定されない。したがって、想定される主たるリスクはオペレーショナルリスクである。

リスク管理

全銀協における業務等については、決裁者や手続き等を定めた全銀協における内部規定に沿って行われているほか、全銀協の事務局において設置している内部監査室の業務監査・会計監査等を受けている。なお、財務監査については、監査法人による外部監査を受けている。

また、全銀協、日本銀行、参加銀行において被災やシステム障害等の緊急事態が発生した場合については、外為円規則等で対応を規定しており、その実効性については BCP 訓練等を年次で定期的実施することで確認している。

II 前回の情報開示以降の重要な変更点の要約

今回の開示は、外為円決済制度による第1回の情報開示である。

III FMI の背景全般

<歴史>

外国為替取引に伴う銀行間の円資金の決済は、旧来、海外の銀行から支払指図を受けた銀行が、その支払指図と日銀小切手を受取銀行に交付し、受取銀行は日銀小切手を日本銀行に持ち込むという方法で行われていた。しかし、日本経済の国際化により、円が国際的取引の決済通貨として頻繁に使用されるようになったことから、決済の円滑化と安全性を図るため、社団法人東京銀行協会¹（以下「東銀協」という。）は、1980年10月に外為円決済制度をスタートさせた。

この制度は、当初、東銀協において参加銀行が支払指図書¹の交換を行い、各銀行の支払

¹ 現在の全銀協の前身。東銀協は2011年4月1日、一般社団法人に移行するとともに、当時任意団体であった全国銀行協会からすべての事業を譲り受け、「一般社団法人全国銀行協会」と名称を変更した。

額と受取額との差額（交換尻）を算出し、日本銀行における当座預金の振替によって決済した。1989年3月から、これらの処理は東銀協（現在は全銀協）から日本銀行へ業務委託され、日銀ネットを介してオンライン処理されている。

その後、1998年には東銀協をセントラル・カウンターパーティーとする制度に移行するとともに、国際基準に合致した決済リスク対策を導入して、時点ネット決済と併存するかたちで支払指図1件毎に決済するRTGSモードを新設した。また、2002年5月にはCLS銀行が外為円決済制度に参加して、CLS決済（多通貨同時決済）を開始した。その後、2008年10月には、それまでの時点ネット決済方式を、日本銀行の当座預金決済を利用した次世代RTGS（流動性節約機能付）に全面的に移行し、時点ネット決済方式やこれに伴う担保・流動性供給スキームを廃止するとともに、東銀協はセントラル・カウンターパーティーではなくなった。

1980年10月	外国為替円決済制度発足（立会交換）
1989年3月	日銀ネットによるオンライン・ネットワークシステム化
1992年12月	BCCI事件に対応して、一時停止措置を導入
1994年12月	外為市場売買の「内一内」取引決済にも外為円決済を使用できる旨決議（居住者間スポット物以降取引の外為円決済への一本化：手形交換決済からシフト、外為円決済の全国展開：地域金融機関の参加増加）
1998年12月	新外国為替円決済制度に移行（東銀協をセントラル・カウンターパーティーとする制度）
2002年5月	CLS銀行の外国為替円決済制度参加（決済業務開始は同年9月）
2008年10月	全件RTGS決済に移行（日銀ネット当預決済の次世代RTGS稼働）

<事務処理に関する基本情報と実績統計>

外為円決済制度の取扱高は、2014年度においては、件数が約661万件、金額が約3,283兆6,279億円(1営業日当たり、件数が26,855件、金額が13兆3,483億円)である。

外国為替円決済制度の概況（平成26年度）

交換高

（単位：件、億円）

年度・月中	総交換高							
			前年比増減率		同時決済		通常決済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年度	6,645,073 (27,123)	29,265,127 (119,449)	4.5	16.4	6,618,560 (27,015)	27,660,161 (112,899)	26,513 (108)	1,604,966 (6,551)
平成26年度	6,606,380 (26,855)	32,836,729 (133,483)	△0.6	12.2	6,580,356 (26,749)	30,780,367 (125,123)	26,024 (106)	2,056,362 (8,359)

年度・月中	総交換高							
			前年比増減率		同時決済		通常決済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成26年4月	525,332 (25,016)	2,419,462 (115,212)	△11.1	△8.3	523,005 (24,905)	2,279,605 (108,553)	2,327 (111)	139,857 (6,660)
5月	503,063 (25,153)	2,216,300 (110,815)	△13.9	△11.8	500,998 (25,050)	2,086,023 (104,301)	2,065 (103)	130,277 (6,514)
6月	541,201 (25,771)	2,509,517 (119,501)	△6.6	△4.5	539,008 (25,667)	2,340,678 (111,461)	2,193 (104)	168,839 (8,040)
7月	532,155 (24,189)	2,309,482 (104,976)	△8.0	△8.3	529,756 (24,080)	2,132,623 (96,937)	2,399 (109)	176,859 (8,039)
8月	493,494 (23,500)	2,213,924 (105,425)	△6.1	2.7	491,345 (23,397)	2,075,840 (98,850)	2,149 (102)	138,084 (6,575)
9月	564,268 (28,213)	2,751,800 (137,590)	4.0	17.3	562,200 (28,110)	2,563,465 (128,173)	2,068 (103)	188,336 (9,417)
10月	559,678 (25,440)	2,860,639 (130,029)	0.1	17.0	557,327 (25,333)	2,657,353 (120,789)	2,351 (107)	203,285 (9,240)
11月	544,486 (30,249)	2,730,434 (151,691)	4.4	24.7	542,645 (30,147)	2,567,153 (142,620)	1,841 (102)	163,281 (9,071)
12月	629,566 (29,979)	3,300,335 (157,159)	11.0	27.2	627,274 (29,870)	3,112,513 (148,215)	2,292 (109)	187,822 (8,944)
平成27年1月	552,192 (29,063)	3,074,279 (161,804)	2.8	23.4	550,195 (28,958)	2,897,979 (152,525)	1,997 (105)	176,300 (9,279)
2月	512,138 (26,955)	2,838,534 (149,397)	4.9	26.2	510,155 (26,850)	2,670,999 (140,579)	1,983 (104)	167,534 (8,818)
3月	648,807 (29,491)	3,612,024 (164,183)	13.8	44.6	646,448 (29,384)	3,396,136 (154,370)	2,359 (107)	215,888 (9,813)

(注)カッコ内は1日当りの件数・金額。

外為円決済制度の組織概要

外為円決済制度を運営する全銀協は、法人法にもとづく一般社団法人であり、2015年7月現在、191行（51外国銀行を含む）、3銀行持株会社、59各地銀行協会から構成される。

全銀協の理事会は、法人法および全銀協定款にもとづき設置されており、そのメンバーは銀行の頭取などから選任しているほか、監事のうち1名を法人運営に知見を有する民商法の法律学者から選任しており、2015年7月現在、理事17名、監事3名が就任している。

全銀協の理事会の下には各業務を担当する委員会があり、事務委員会の所管事項の中には「決済システムに関する事項」があることから、外為円決済制度は事務委員会の管轄下にある。そのメンバーは、銀行の専務取締役・常務取締役などから選任しており、2015年7月現在、委員11名が就任している。

事務委員会の下部には外国為替円決済制度運営部会（以下「運営部会」という。）があり、外為円決済の円滑な運営を図るため、外為円決済制度の運営に関する事項および事務委員会から委嘱された事項について検討している。そのメンバーは、銀行の次課長級などで構成しており、2015年7月現在、委員13名が就任している。

また、外国為替円決済制度運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）も設置されており、外為円決済制度の業務の運営に関し適宜連絡を行い、参加銀行相互の意思疎通を図っている。そのメンバーは、銀行の部長級などで構成しており、2015年7月現在、委員18名が就任している。

また、全銀協は、これらの会議の運営をはじめ、事務局を設置し、業務を行っている。
事務局組織の概要は、下図のとおりである。



法的小よび規制上の枠組み

<法的構造>

外為円決済制度を直接規定する法規制はないが、外為円決済制度は、本邦における取引法制にもとづいた外為円規則や外為円細則等により整備されている。

<所有権構造>

外為円決済制度の運営主体は全銀協であり、交換決済事務の処理を日本銀行に委託している。

<外為円決済制度の活動に係る重要な各側面の法的基礎>

外為円決済制度の関係する法域は日本のみであり、本邦における取引法制にもとづいて整備されている外為円規則、外為円細則等が法的基盤となっている。外為円規則等において、中央銀行マネーによる RTGS 決済を加盟銀行に義務づけることにより、外為円決済制度の業務において重要な側面である決済のファイナリティを確保している。

外為円規則等を改正する際は、参加銀行への意見照会や運営部会における検討を行うとともに、本邦の諸法制との整合性に係る全銀協内部のリーガル部門のチェックを経ることにより、法的基盤の確実性を確保している。事務委員会または理事会における決議およびその過程における日本銀行との協議を行っている。

<外為円決済制度の規則・監督・オーバーサイトの枠組み>

外為円決済制度は、日本銀行によるオーバーサイトの対象となっている。

システムの設計と運用

<外為円決済制度の運営>

外為円決済制度を運営する全銀協では、外為円決済に係る交換決済およびこれに関連する業務や外為円決済に関する資料の収集および配付等を行っている。

<日本銀行への事務委託>

全銀協は日本銀行に対し、支払指図の電文の伝送およびこれに付随する事務や外為円決済に関する統計資料の作成および配付の事務処理を委託している。その事務処理は、日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うことを目的として構築された日銀ネットを利用して行われている。

<外為円決済のシステム運用時間帯>

支払指図の交換は銀行営業日に行い、その時間帯は、同時決済口²支払指図については午前9時から午後2時まで、通常口³支払指図については午前9時から午後5時までである。

なお、交換決済手続き等を規定している外国為替円決済制度取扱要領（以下「取扱要領」という。）において、同時決済口支払指図電文の入力時間帯は、CLS 決済に係る支払指図を除き、原則として、通常口支払指図電文の入力を行わないものとする旨の申合せを行っている。また、CLS 銀行およびあらかじめ全銀協の承認を得た加盟銀行においては、通常口支払指図電文の入力締切時刻を午後7時としている。

<決済の仕組み>

外為円決済取引の流れと外為円決済制度の関わりは下図の例のとおりである。



- ① 海外の送金依頼人 X が、取引銀行である A 銀行に日本の受取人 Y 宛に円建て送金の依頼を行う。
- ② 送金依頼人の銀行 A 銀行は、送金依頼人 X の外国通貨建ての口座から送金金額相当額を引き落とすとともに、A 銀行の日本所在のコルレス先である B 銀行（外為円決済制度の仕向銀行）に対し、受取人 Y の口座保有銀行である C 銀行（外為円決済制度の被仕向銀行）にある受取人 Y の口座に入金するよう SWIFT 等を利用して支払指図を送信する。
- ③ 仕向銀行 B は、コルレス円口座から支払指図記載の送金金額を引き落とし、被仕向銀行 C

² 同時決済口においては、「待ち行列機能」と「複数指図同時決済機能」から成る流動性節約機能付き RTGS を利用する。

³ 通常口においては、同時決済口における流動性節約機能はない RTGS を利用する。取扱要領では、CLS 決済に係る支払指図を除き、原則として、通常口支払指図電文の入力を行わない（ただし、顧客の要請による急ぎの指図で、事前に被仕向銀行に連絡を行ったものについてはこの限りではない）ものとしている。

に対して、受取人 Y の口座に支払うよう外為円決済制度を通じて支払指図する。

- ④ 指図を受けて、外為円決済制度（日銀ネット）では、上記③の支払指図は RTGS で決済され、B 銀行と C 銀行間で日銀当座預金の振替が行われるとともに、C 銀行に支払指図が配信される。
- ⑤ 被仕向銀行である C 銀行は受取人 Y の口座に入金するとともに、受取人 Y に入金通知を行う。

<支払指図の種類について>

支払指図は、同時決済口支払指図電文と通常口支払指図電文の 2 種類があり、それぞれ顧客宛送金: CUSTOMER TRANSFER と銀行宛送金: BANK TRANSFER に区分される。

取引種類は、コルレス預金振替、外為売買代金<内一外>、輸出決済代金、輸入決済代金、送金、証券外為、送金カバー、外為売買代金<内一内>、その他がある。

IV 原則毎の要約の説明的開示

FMI 原則において、外為円決済制度は、資金決済システムに該当し、原則 1、原則 2、原則 3、原則 4、原則 5、原則 7、原則 8、原則 9、原則 13、原則 15、原則 16、原則 17、原則 18、原則 19、原則 21、原則 22 および原則 23 の適用を受ける。

その一方で、外為円決済制度は、FMI 原則が定める CCP（清算機関）ではないことから、原則 6、原則 14 は適用対象外であるほか、CSD（証券集中保管機関）、SSS（証券決済システム）および TR（取引情報蓄積機関）のいずれにも該当しないことから、原則 10、原則 11、原則 20 および原則 24 についても対象外である。

また、原則 12 は、外為円決済制度が価値交換決済システムではないことから、適用対象外である。

外為円決済制度における原則毎の対応状況は、以下のとおりである。

原則毎の要約の説明的開示	
原則 1: 法的基盤	
FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。	
要約の説明 的記述	外為円決済制度の関係する法域は日本のみであり、本邦における取引法制にもとづいて整備されている外為円規則、外為円細則等が法的基盤となっている。外為円規則等において、中央銀行マネーによる

	<p>RTGS 決済を加盟銀行に義務づけることにより、外為円決済制度の業務において重要な側面である決済のファイナリティを確保している。</p> <p>外為円規則等を改正する際は、参加銀行への意見照会や運営部会における検討を行うとともに、本邦の諸法制との整合性に係る全銀協内部のリーガル部門のチェックを経ることにより、法的基盤の確実性を確保している。また、その際、事務委員会または理事会における決議およびその過程における日本銀行との協議を行うことになっている。</p> <p>過去、外為円決済制度に関係する業務または取決めが執行不能とされたことはない。</p> <p>なお、外為円規則および外為円細則は、全銀協 Web サイトで公表されている。また、その他規程類についても、参加銀行がアクセスできる Web サイトで掲載しているほか、それらの改正時には、改正箇所・理由を明示したうえで日本銀行や参加銀行に周知している。</p>
<p>原則2:ガバナンス</p>	<p>FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安定などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。</p>
<p>要約の説明 的な記述</p>	<p>外為円決済制度の運営主体である全銀協の目的は、全銀協定款において、「わが国における銀行の健全な発展を図るため、金融経済および銀行経営についての調査研究、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画、銀行利用者の保護および利便向上に関する活動等を実施することにより、経済の成長と国民生活の繁栄に寄与すること」とされており、公益上の考慮事項を明示的に支援している。そのため、外為円決済制度に係る全銀協の業務は、安全性および効率性のいずれをも高い優先順位に位置付けて、外為円決済制度の円滑な運営を達成するために行われている。</p> <p>この目的を達成するために、全銀協の理事会および経営陣のガバナンスに関する取極めとして、法人法（広く一般に公表）および総会で決議された定款（法務局等において開示請求することにより閲覧等が可能。また、参加銀行のうち全銀協会員については、全銀協会員がアクセスできる Web サイトで掲載している。）がある。</p> <p>全銀協の理事会は、法人法および全銀協定款において、権限および</p>

	<p>責務が定められており、2015年7月現在、理事17名（うち外部理事14名）、監事3名（全員外部監事）が就任している。</p> <p>理事は、銀行界の代表として責任を有する立場や地位にある銀行の頭取などから選任している。また、監事のうち1名を法人運営に知見を有する民商法の法律学者から選任するなど、いずれも適切な能力、経験、知識を備えている。</p> <p>透明性の確保においては、全銀協は、毎年度、社員総会において事業計画、予算および決算の承認を得るとともに、事業報告を行っている。</p> <p>全銀協を直接運営する役割を担う代表理事および業務執行理事については、法人法および全銀協定款において、役割および責任が規定されており、理事会における互選により、代表理事のうち1名（会長）を銀行頭取等から、もう1名（副会長兼専務理事）および業務執行理事を事務局理事から選定しており、いずれも適切な能力、経験、知識を備えている。なお、代表理事および業務執行理事の職務の執行状況は、定期的に理事会に報告されている。</p> <p>なお、外為円決済制度における意思決定機関は、上述「Ⅲ. FMIの背景全般」の「外為円決済制度の組織概要」のとおり、利害関係者から広く意見を聴取できる体制となっており、各業態の意見が考慮されたうえで決議が行われる。</p> <p>また、外為円決済制度におけるリスク管理については、全銀協事務システム部外国為替円決済制度管理室において各種リスク管理を行っている。具体的には、理事会で決議された外為円規則等に沿って、被災やシステム障害等への対応を行っている。なお、外為円規則等で定める措置の一部（緊急事態が長期間にわたることが予想される場合の措置等）については、理事会での決議を必要とする。</p>
<p>原則3:包括的リスク管理制度</p>	<p>FMIは、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナルリスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理制度を設けるべきである。</p>
<p>要約の説明 的な記述</p>	<p>外為円決済制度におけるリスク管理については、全銀協事務システム部外国為替円決済制度管理室において、各種リスクを包括的に管理している。外為円決済制度では、全銀協を介することなく、銀行間の</p>

	<p>資金決済に中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用しており、外為円決済制度の運営主体である全銀協に起因する信用リスクや資金流動性リスクは想定されないことから、想定される主たるリスクはオペレーショナルリスクである。</p> <p>全銀協における業務等については、決裁者や手続き等を定めた全銀協における内部規程に沿って行われているほか、全銀協の事務局に設置している内部監査室の業務監査、会計監査等を受けている。なお、財務監査については、監査法人による外部監査を受けている。</p> <p>また、全銀協、日本銀行、参加銀行において被災やシステム障害等の緊急事態が発生した場合については、外為円規則等で対応を規定しており、その実効性については BCP 訓練等を年次で定期的実施することで確認している。</p>
<p>原則4:信用リスク</p> <p>FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステムックに重要な CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。</p>	
<p>要約の説明 的記述</p>	<p>外為円決済制度では、全銀協を介することなく、銀行間の資金決済に中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用していることから、支払・清算・決済の過程で信用エクスポージャーを持たず、信用リスクは発生しない。</p>
<p>原則5:担保</p> <p>FMI は、自らまたは参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入</p>	

<p>れるべきである。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。</p>	
<p>要約の説明 的記述</p>	<p>外為円決済制度は中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用していることから、参加銀行からの担保の差入れは不要なシステムとなっている。</p>
<p>原則7:資金流動性リスク</p> <p>FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中または必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。</p>	
<p>要約の説明 的記述</p>	<p>外為円決済制度は中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用しており、決済に関して全銀協から加盟銀行に支払いを行う義務は生じないことから、全銀協自身の資金流動性リスクはない。</p> <p>加盟銀行においては、送信した支払指図の送金額を上回る日本銀行当座預金残高を有する場合に限り、当該支払指図が即時決済される。加盟銀行は、日本銀行の提供するサービス（当座貸越や日銀ネットの流動性節約機能など）も使いながら、資金流動性を確保することで、資金流動性リスクを適切に管理している。</p> <p>なお、外為円決済制度においては、日本銀行から提供される計数をベースに、取扱要領に定める支払指図電文の送信に関する申合せ（午前 11 時までには 1 日の同時決済口支払指図の取扱量のうち件数の 65%、金額の 55%（待機された同時決済口支払指図を含む。）を送信する）の遵守状況をモニターし、遵守状況の芳しくない銀行に対して遵守要請等の対応を行うことで、同時決済口支払指図電文の入力時間帯（午前 9 時から午後 2 時）において、決済のすくみ（他行からの資金投入がないために自行が資金投入できない）が発生しないようにしている。</p>
<p>原則8:決済のファイナリティ</p> <p>FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。FMI は、必要または望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時または即</p>	

時に提供すべきである。	
要約の説明 的記述	<p>外為円決済制度は中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用しており、支払指図は被仕向銀行に到達した時点で取消不能となることを外為円規則において規定している。また、ファイナルな決済が執行された際の通知等の支払指図の取扱い等については、日本銀行の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(外国為替円決済制度関係事務) <端末装置 3 型版>」(以下「日銀ネット利用細則」という。)に規定されるとともに、日本銀行の Web サイトで公表されている。</p> <p>なお、支払指図が待ち行列に待機している間は、該当支払指図を送信した銀行において取消し可能であることや、支払指図に過誤があった場合で、仕向銀行が被仕向銀行の承諾を得た場合には取消しを行える(被仕向銀行は、仕向銀行を相手方として、当該支払指図と金額および決済方法を同じくする支払指図を行う)ことも規定している。また、日本銀行との協議のうえでの支払指図電文入力時間帯の変更についても規定している。</p> <p>外為円決済制度では、支払指図電文にもとづいて、当日中にファイナルな決済が執行される。外為円規則等が本邦における取引法制にもとづいて整備されているうえで、中央銀行マネーによる RTGS 決済が採用されていることから、ファイナリティの達成には高度の法的確実性が存在する。実際に、ファイナルな決済を翌営業日に繰り延べた経験はない。</p> <p>なお、外為円決済制度は他の FMI とリンクを構築していない。</p>
<p>原則9:資金決済</p> <p>FMIは、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMIが中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。</p>	
要約の説明 的記述	<p>外為円決済制度は中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用しており、日本円建てのみで日本銀行の当座勘定を通じて決済される。</p>
<p>原則13:参加者破綻時処理の規則・手続</p> <p>FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑</p>	

制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。	
要約の説明 的な記述	<p>外為円決済制度は中央銀行マネーによる RTGS 決済を採用しており、加盟銀行においては、送信した支払指図の送金額を上回る日本銀行当座預金残高を有する場合に限り、当該支払指図が即時決済される。加盟銀行は、日本銀行の提供するサービス（当座貸越や日銀ネットの流動性節約機能など）も使いながら、資金流動性を確保することで、資金流動性リスクを適切に管理している。</p> <p>外為円規則上の取扱いとしては、参加銀行は「破産手続開始決定を受けたとき」に資格を喪失し、「営業状態が危殆に瀕したと認められる事実があったとき」に除名されると規定している。</p> <p>なお、外為円制度上、決済に関して全銀協から加盟銀行に支払いを行う義務は生じないことから、参加銀行の破綻により、日本銀行および参加銀行に対して債務を負うことは想定されない。そのため、外為円決済制度としての参加銀行破綻時処理に関する内部計画は備えていない。</p> <p>参加銀行の状況把握および資格喪失等に係る日本銀行・参加銀行との連絡については、破綻時対応に限らず、全銀協および日本銀行・参加銀行との間で整備している連絡体制を用いる。</p>
<p>原則15:ビジネスリスク</p> <p>FMI は、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実にするために常時十分なものとすべきである。</p>	
要約の説明 的な記述	<p>全銀協は、外為円決済制度の運營業務を行っており、決済には参加していない、また全銀協は外為円決済制度に係る決済システムを保有していないことから、全銀協に責がない限り、日本銀行および参加銀行に対して債務を負うことは想定されない。</p> <p>なお、損害が発生した場合の負担者については、外為円規則において以下のとおり規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加銀行が外為円規則等に違反した行為または自行システムの障害

	<p>その他参加銀行の責に帰すべき事由によって生じた損害は当該参加銀行の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日銀ネットの障害、決済制度の運営上の事故その他全銀協の責に帰さない事由により外為円決済制度に関連して全銀協に生じた損害は、参加銀行の共同負担 <p>全銀協で行っている外為円決済制度の運営に関する事務については、市場環境の状況に関わらず、年度初めに当該年度の予算にもとづく金額を徴収のうえ、預金として保有し、当該予算規模に応じた、また予定された業務を執行している。その執行においては、全銀協における内部規程に沿って、決裁者や手続き等が定められおり、会計監査等も受けている。そのため、全銀協の責による外為円決済制度に対する損害として想定される事項はなく、ビジネスリスクは極めて小さい。</p> <p>仮に全銀協の責による損害が生じた場合、全銀協の資産の活用が想定される。または、外為円規則等で規定するとおり、全銀協の総会で決議のうえ、臨時経費分担金を徴収することができる。なお、過去に臨時経費分担金の徴収を行ったことはない。</p>
<p>原則16:保管・投資リスク</p> <p>FMI は、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMI による投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。</p>	
<p>要約の説明 的な記述</p>	<p>外為円決済制度はカストディ銀行を使用しない。</p> <p>また、外為円決済制度の資産は年度初めに参加銀行から徴収する経費分担金のみであり、その資産は投資せず、都市銀行に預金している。</p> <p>経費分担金については、外為円規則等においてその納付について規定しており、基本的に参加銀行の債務不履行は想定していない。なお、外為円規則において、除名事由の一つに「経費分担金を納付しないとき」が規定されている。</p>
<p>原則17:オペレーショナルリスク</p> <p>FMI は、オペレーショナルリスクをもたらし得る内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するよう設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広</p>	

<p>範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。</p>	
<p>要約の説明 的記述</p>	<p>外為円決済制度の通常時の運営において、新規参加手続きに係る情報登録等、全銀協内の事務手続きについては、マニュアル等を整備している。</p> <p>日銀ネット障害および加盟銀行の障害発生時の対応については、外為円規則等で規定している。システム障害発生時は、外為円規則等において、障害発生銀行から全銀協に速やかに連絡することとしており、障害発生銀行との間で状況を確認のうえ、日銀ネットの支払指図電文入力時間の変更の要否について日本銀行等の関係者と相談することとしている。</p> <p>全銀協内では、外為円規則等に則った具体的な連絡手順、確認事項、対応方法等をマニュアル化しており、オペレーショナルリスクの原因を特定したうえでの対応策を予め規定している。参加銀行等への連絡を即時に行えるよう、連絡先を整備している。なお、全銀協および参加銀行における緊急時の事務対応習熟等のため、年次で日本銀行および参加銀行と BCP 訓練等を行っている。</p> <p>また、加盟銀行が実際の決済事務で用いる日銀ネットは、日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うことを目的として構築されており、日銀ネットのオペレーションについても、緊急時対応が規定されている。</p> <p>加盟銀行のシステムについては、日本銀行においてモニター・管理が行われており、加盟銀行自らにおいてもリスク管理を行っている。</p>
<p>原則18:アクセス・参加要件</p> <p>FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。</p>	
<p>要約の説明 的記述</p>	<p>外為円決済制度の参加資格には、加盟銀行と決済制度事務委託銀行があり、いずれも所定の法にもとづいて設置された金融機関である必要がある。また、加盟銀行については、加盟銀行として新規参加（または資格変更）後に、支払指図電文の送受信数や金額に関して一定基準を充足することが見込まれる必要がある（参加後は要件を充足しな</p>

	<p>なくなったことをもって参加停止等の措置を行う手続きはない)。</p> <p>上述の参加要件については、全銀協 Web サイトで公表している外為円規則、外為円細則に記載されている。</p> <p>外為円決済制度への加盟銀行としての新規参加（または加盟銀行への資格変更等）に当たっては、日本銀行と予め協議を行っている。</p>
<p>原則19:階層的参加要件</p> <p>FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。</p>	
<p>要約の説明 的記述</p>	<p>決済制度事務委託銀行と受託銀行との間の、支払指図の交換および交換した支払指図に記載された金額の受払いに関する事務については、外為円規則において、当該行間で委託契約を締結することとしており、その取極めにもとづいて行われる。現在、階層的な参加形態から生じる外為円決済制度に対するリスクがあるとは認識していない。</p> <p>なお、間接参加の決済制度事務委託銀行について、連絡先等は随時更新しており、恒常的な情報収集として委託量調査を年 1 回実施している。そのため、決済制度事務委託銀行の受託銀行や委託量をもとに、多くの決済制度事務委託銀行を有する受託銀行や取引件数・金額の大きい決済制度事務委託銀行を特定している。</p>
<p>原則21:効率性・実効性</p> <p>FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。</p>	
<p>要約の説明 的記述</p>	<p>外為円決済制度に関する、参加銀行のニーズについて、随時の参加銀行、運営部会、運営連絡会等への意見照会を通じて確認しており、日銀ネットに関する要望等は必要に応じて日本銀行に伝達し協議している。</p> <p>外為円決済制度の業務目標は、外為円決済制度の円滑な運営であり、外為円決済制度の運用状況（日次で確認し、月次で参加銀行に開示・評価）、システム障害の状況（参加銀行および日本銀行からの連絡を受け次第、随時評価）、支払指図電文の送信に関する申合せの遵守状況等の確認を行っている。</p> <p>支払指図電文の送信に関する申合せは、取扱要領において、午前 11 時までに 1 日の同時決済口支払指図の取扱量のうち件数の 65%、金額</p>

	<p>の 55%（待機された同時決済口支払指図を含む。）を送信することを取り決めているものであり、全銀協はその遵守状況をモニターしている。具体的には、半期ごとに加盟銀行の遵守状況の確認を行い、運営部会での決議のもと、遵守状況が芳しくない先には申合せへの協力依頼等を行っている。これにより、同時決済口支払指図電文の入力時間帯（9時～14時）において、決済のすくみ（他行からの資金投入がないために自行が資金投入できない）が発生しないようにしている。</p>
<p>原則22:通信手順・標準</p> <p>FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。</p>	
<p>要約の説明 的な記述</p>	<p>支払指図の電文の伝送およびこれに付随する事務は日本銀行に委託していることから、外為円決済制度で用いられている通信手段は、日銀ネットで利用されているものである。具体的には、通信手順には国際的な通信の標準であるインターネット・プロトコル（TCP/IP）を利用している。電文フォーマットは、現在は日本銀行が定める独自のフォーマット（※）であるが、平成 27 年 10 月に予定されている新日銀ネット全面稼働開始以降は、XML メッセージ（そのうち一部は ISO20022 メッセージ）となる予定である。</p> <p>※ スイフト電文の主要フィールドをカバーするフォーマットを採用している。</p>
<p>原則23:規則・主要手続・主要データの開示</p> <p>FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。</p>	
<p>要約の説明 的な記述</p>	<p>外為円規則および外為円細則は、全銀協 Web サイトで公表されている。また、その他規程類についても、参加銀行がアクセスできる Web サイトで掲載しているほか、それらの改正時には、改正箇所・理由を明示したうえで日本銀行や参加銀行に周知している。新規参加銀行や規程類について理解が不十分と思われる参加銀行があった際は、必要に応じて、個別に説明等を行っている。</p> <p>なお、外為円規則等を改正する際は、参加銀行への意見照会や運営部会における検討を行い、本邦の諸法制との整合性に係る全銀協内部</p>

	<p>のリーガル部門のチェックを経たうえで、事務委員会または理事会における決議およびその過程における日本銀行との協議を行っている。</p> <p>システムの設計および運営については、日銀ネット利用細則等が日本銀行 Web ページで公表されている。</p> <p>事務処理に関する基本情報と実績統計については、日本銀行から提供を受けた計数（一日当たりの取引件数、金額等）を月次で参加銀行に提供しているほか、年次の計数（一月当たりの取引件数）を年次で全銀協 Web ページで公表している。</p> <p>なお、外為円決済制度における重要なコストとしては、人件費や資産等管理費等があるが、これらを含めた運営に係る諸経費（平成 26 年度の支出合計は約 2,600 万円）は、外為円細則規定の算出方法にもとづいて参加銀行から年度初に徴収する経費分担金で賄っている。参加銀行から経費分担金を徴収する際は、予算および経費分担金の算出方法を明示したうえで請求している。</p>
--	---

V 公表物のリスト

全銀協の活動に関する情報は、Web サイト (<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/>) に掲載している。

そのうち、全銀協の組織に関連する掲載コンテンツは以下のとおりである。

- ・ 組織概要
 - ・ 全銀協の組織
 - ・ 全銀協委員会組織
 - ・ 事務局組織

また、外為円決済制度に関連する掲載コンテンツは以下のとおりである。

- ・ 決済システム等の企画・運営
 - ・ 外国為替円決済制度
 - ・ 外国為替円決済制度規則
 - ・ 外国為替円決済制度施行細則
- ・ 各種統計資料
 - ・ 決済統計年報

・6. 外国為替円決済交換高

以 上